



事故を起こしてしまったら… 事故の被害に遭ってしまったら…

どうなる？
どうなる？

交通事故の疑問 教えて Q & A

まさか自分に限って…と思っても、いつ起きるか分からない交通事故。突然の交通事故では、何をどうしたら良いか分からないという方も多いのでは？ケガの治療から、保険、車両の修理など…交通事故の疑問にお答えします！



第14回

付けておきたい自動車保険の特約(その2) 保険代理店からのアドバイス

Q1

付けておいた方が良い自動車保険の特約は？(その2)

まさかの交通事故。それも自分の過失で追突してしまいました。相手の車(時価額50万円)は大破。相手は修理を希望し、修理代80万円を請求してきました。自動車保険(任意保険)の対物賠償は無制限で加入しているので、修理代80万円を保険会社が支払って無事に事故解決…とはいかないのです。

このような事故の場合、保険会社は法律上の賠償義務である、時価額上限の50万円しか相手に支払いません。当然、車の時価額50万円と、修理代80万円との差額30万円について示談交渉が上手く進まずにトラブルとなります。

この時価額とは、その車の現在の価値のことをいいます。したがって、相手の車が古ければ古いほど時価額は少なくなり、部品の手配などが困難な場合も多く、思った以上に修理代が掛かります。大切に乗り続けた想い入れのある古い年式の車に対する時価額は、歴史的に価値のあるヒストリックカーでない限りほとんどないでしょうし、不景気の影響から、一台の車を長く乗り続ける人も多いですから、時価額は少なくありません。このような場合を全損といいます。

もちろん加害者に課せられる法律上の賠償義務も同じく時価額までで、時価を上回る超過額については支払いの義務はありません。しかし、自分の過失が原因で起こしてしまった事故ですから、相手とのトラブルは極力避けたいものです。首都圏のような、隣人との交流がなくても暮らしている都会とは違い、例えば、事故の相手が自分の勤務先の上司の先輩の親戚(冷静に考えるとほとんど他人)であったりすると余計に困ります。

そこで、このような困った状況にならないためにあるのが「対物全損時修理差額または対物超過修理特約」です。ほとんどの保険会社でこの特約は扱われています。補償内容もほとんど同じで、50万円を支払い上限として設定されています。

万が一、自分が加害者になってしまった場合の無駄なトラブルの回避や、円満な解決を望むのであれば、保険料もさほど高くはないですし、付帯しておいても損はないでしょう。

今回の先生は…



一般社団法人
交通事故被害者救済機構



松澤 毅先生
(アストのほけん 代表)